

第3次田辺市総合計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

第3次田辺市総合計画策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、第2次田辺市総合計画（以下「現総合計画」という。）の計画期間が令和8年度で終了することから、令和9年度を初年度とする「第3次田辺市総合計画」（以下「新総合計画」という。）を策定するに当たり、専門知識を有する事業者がこの業務を委託するものである。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務対象区域

本業務の対象地域は、田辺市全域とする。

5. 業務内容

新総合計画の策定作業を効率的に進めるため、概ね次の業務を行うものとする。

なお、ここに示す業務内容は、新総合計画の策定に最低限必要であると見込まれる事項を示したものであり、受託事業者は、当該業務を充実させ、また効果的に実施するための提案を積極的に行い、実施するものとする。

また、新総合計画については、計画期間を概ね10年とし、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造とするが、受託者の企画提案内容を参考に、市が主体的に決定するものとする。

（1）基礎調査の実施及び分析

① 社会経済動向等のデータ収集・整理及び分析

- ・社会環境の変化や時代の潮流の動向等のデータ収集、整理
- ・それらと本市との関係及び影響の整理、分析
- ・現在の地方自治体を取り巻く全国的な状況の把握

② 関連計画等の整理及び影響の分析

- ・本市の各分野における関連計画、国及び県が策定している計画やプラン等の整理及び本市への影響の分析

（2）現総合計画の検証等

- ・本市のまちづくりの現状分析と整理
- ・現状分析に基づく、本市の特性（強みと弱み）の分析と整理

（3）市民アンケート調査の実施及び分析

- ・アンケート調査票の設問設計
- ・アンケート調査票の作成、印刷、発送、回収
- ・発送用封筒及び返信用封筒の手配及び印刷
- ・アンケート調査票の封入、封緘作業
- ・アンケート調査票の集計、分析、報告書の作成

（4）まちづくり団体等に対するヒアリングの実施及び分析

- ・様々な分野で活動するまちづくり団体等に対するヒアリングの実施
- ・ヒアリング内容の分析等
- (5) 基本構想及び基本計画の策定支援
 - ・基礎調査の分析、現総合計画の検証、市民アンケート調査及びまちづくり団体等に対するヒアリングの分析等を踏まえた、基本構想及び基本計画の策定支援
- (6) 重点プロジェクト（仮称）の策定支援
 - ・各政策にわたる横断的な施策の連携強化及び戦略的なまちづくりに向けた重点プロジェクト（仮称）の策定支援
- (7) 総合計画の進行管理に係る支援
 - ・新総合計画の実効性が確保されるような、施策体系、達成目標、指標の設定
 - ・そのほか、新総合計画の適切な進行管理に必要な支援
- (8) 田辺市総合計画審議会の運営支援
 - ・資料作成
 - ・会議への参加
 - ・意見の整理と分析
 - ・進行管理等の支援
- (9) 庁内策定委員会の運営支援
 - ・新総合計画の策定に必要な事項や、総合計画審議会に諮る基本構想案等を審議する庁内策定委員会の運営支援（資料作成、会議への参加、意見の整理と分析）
- (10) 新総合計画原稿の作成支援
 - ・本編及び概要版の構成案（編集、レイアウト）の作成
 - ・本編及び概要版に記載すべき図表、地図、図面、イラスト等の提供
- (11) 打ち合わせ会議
 - ・本業務を適正かつ円滑に遂行するための、本業務の進め方や進行管理、成果等の情報共有
 - ・必要に応じての打ち合わせ会議及びその内容の議事録の作成、相互確認

6. 資料の貸与

本業務に必要な資料を市から貸与するものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

7. 成果品

- (1) 新総合計画 本編及び概要版 各 10 部
- (2) その他市が指示するもの
- (3) 上記の電子データ ※電子記憶媒体に保存し提出すること。

8. その他事項

- (1) 業務実施体制

本業務の実施に当たり、管理責任者を置くとともに、その者が業務全般の円滑な推進を図ることとする。

- (2) 業務実施スケジュールの作成

契約締結後、市と協議の上、業務実施スケジュールを提出すること。

- (3) 成果品の著作権等

提出された成果品は、本市が著作権を持つものとし、市が自由に加工・複製す

ることができるものとする。

(4) 業務完了報告書の作成

本業務が完了した時は、業務完了報告書を作成し、提出すること。